

## 主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

弁護人錦織淳の上告趣意第一点は、判例違反をいうが、所論引用の各判例は、いずれも事案を異にし本件に適切でなく、その余の点は、単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、すべて適法な上告理由にあたらない。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五五年五月三〇日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	宮	崎	梧	一
裁判官	栗	本	一	夫
裁判官	木	下	忠	良
裁判官	塚	本	重	頼
裁判官	盛	野	宣	慶